

岩手県告示第820号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成25年12月17日(火)午前8時30分から午後5時まで及び同月18日(水)午後9時から午後5時30分まで

(2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂C（盛岡市内丸11番1号）

2 講習内容

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講手続 受講願書に受講手数料として3,400円分の岩手県収入証紙を貼り付けて、平成25年11月28日(木)までに岩手県農林水産部流通課に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県農林水産部流通課に問い合わせること。